

# 往来手形について

会員 清木 素

(例一)

## 往来手形

一、此男女六人

右周防国富田村之住人紛無、

御座候今度四國順礼願出候

依之宗旨手形檀那寺より

判形取付申候常々御法度之

宗門ニ而モ無御座候海陸共ニ御

関所無相違御通セ可被下候

以上

毛利飛彈守領内 庄屋

寅六月十八日 善右衛門

所々御闕所御窮

衆中様

(注毛利飛彈守は徳山藩三代元次、寅は元禄十一年か宝永七年か)

「この男女六人は紛れもなく周防の国、富田の住人である。このたび四國順礼を願い出たので、宗旨手形は檀那寺から判形を取り、禁制されている宗門ではないので、海陸の御関所を間違いく通らせてもらいたい」との意味の往来手形を庄屋岩崎善右衛門から各所の関所役人あてに出したもので、この手形は約二百八十年前の文書である。

当時はキリストンを禁ずるために、日本人は仏教を信じなければならず、子どもが生まれるとかならずお寺へ届け出た。それを宗門帳に書きこんで自分の寺の信者であることを明らかにしていた。

その当時四國順礼（一般には觀音の札所をめぐる順礼と区別して遍路といつていていたようである）は今の徳島県（阿波国）霊山寺が一番で香川県大窪寺が八十八番となっている。周防の国から四国へ行くとすれば、当時は苦しい旅で、陸を進み海を渡り、山野を越えていかねばならぬ不便の旅を思

い立つには、いまでは想像も及ばぬ、深い信仰心に燃え、強い意志で体を支え、難行苦行の末にたどりつく宗教的な充足感を予想してのことであつた。

全行程は一四〇〇キロメートル以上もあるといわれ、歩けば六十日もかかり、いま車を利用しても最低十日はかかると言われている。

右固防國富西村之住人給者  
力<sup>スル</sup>今<sup>ハ</sup>此<sup>ニ</sup>國<sup>ノ</sup>頌<sup>シ</sup>礼<sup>ス</sup>死<sup>ム</sup>者<sup>ヲ</sup>  
依<sup>ム</sup>家<sup>ノ</sup>首<sup>ヲ</sup>糸<sup>シ</sup>繩<sup>ヲ</sup>檣<sup>シ</sup>於<sup>ク</sup>守<sup>ル</sup>る  
剣<sup>ヲ</sup>被<sup>フ</sup>板<sup>材</sup>ト<sup>ヘ</sup>常<sup>ニ</sup>拂<sup>フ</sup>波<sup>ヲ</sup>  
宗<sup>門</sup>より<sup>シ</sup>ラ<sup>ク</sup>海<sup>ヲ</sup>陵<sup>ル</sup>其<sup>ノ</sup>波<sup>ヲ</sup>  
國<sup>而</sup>テ<sup>シ</sup>相<sup>互</sup>遠<sup>ニ</sup>清<sup>通</sup>す<sup>テ</sup>至<sup>ル</sup>ハ  
毛利<sup>正</sup>義<sup>通</sup>洋<sup>舟</sup>船<sup>内</sup> 住<sup>居</sup> 有<sup>リ</sup>

寛六月十日

善<sup>き</sup>國<sup>ノ</sup>圖<sup>ヲ</sup>

所<sup>レ</sup>佛<sup>國</sup>於<sup>シ</sup>拂<sup>フ</sup>

旅中錄

身も心もしめつけられるような難所、ひたいて汗しながら辿りつく山中の寺、昔のこととて行き倒れてさびしく死んでいった遍路さんたちの墓が見える沿道を、旅のうちに仏を見出しご利益によつて苦しみや悩みから救われることを夢みながら歩いて行った。観音菩薩や弘法大師に見守られながら、

その靈場をひとつひとつ進んで行くうちに、仏に従つて難行苦行することによって、身に負つた罪が消えうせて、清らかに輝く満月のよう、仏の眞実を悟り、永遠の心の自由を得ることができたのである。

また旅ゆく者とそれを迎える里人の善意が織りなすさまざまの交わりの中に心の平安を得ることができ旅のつかれから解放されることにもなつたのだ。

こうして苦しいけれど心の安らぐ旅から、われわれの祖先は数多くの靈験を語り伝えてくれた。

一国まわりといい阿波の国だけをまわるとか、数年がかりで全靈場をまわったこともあり、七か寺、十か寺、十三カ寺十七か寺詣などもあり、どのコースをとつたかは分らないけれど、このような現実を越えた信仰の世界にたどりつくことの出来た祖先の確信は、この宗教的な充足感を誰にでも味あうことのできるよう、その地方々々に四国になぞらえて十八か所靈場を勧請したのである。しかしその勧請する場合、昔のこと故いまの人々には想像もつかない難事業であったことを忘れてはならない。

(例一)

手形

一此者壱人防州徳山領下村百姓四國邊路罷

越候示門旁體成者候條往来止宿等可預勘  
過候已上

享保十六(一七三一)年

亥毛利但馬守(五代広豊)

六月廿日本城九郎左衛門

諸所御改衆中

(注)勘過検べて通すこと

(例三)

往来一札之事

一芸州高田郡福原村

甚助

右者心願有之四國遍路罷出申候宗旨之儀者代々淨土宗而拙寺檀那紛無御座國御闕所無相違御通可被下候若行暮候節者宿等被仰付可被下候万一千於何國相煩病死等仕候時者其御所之御作法之通御取埋可被下候尤其節本国者付届及ビ不申候依而往来一札如件

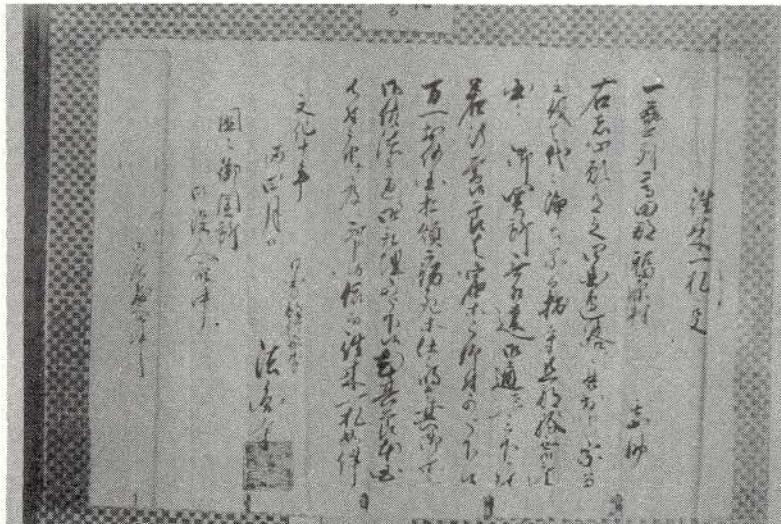
文化十年同國同郡竹原村

西四月日法円寺

国々御闕所御役人衆中

村々御庄屋衆中

(例三)



途中病死も覺悟して出立ち、埋葬もその土地の風習に従い、  
本国へも付届けも無用とその信仰心の強さに心打たれるのみで  
ある。

(例四)

手 (形) 防州都濃郡久米村百姓三七伊勢參宮并  
播州有馬入湯龍越候 宗門旁相改無紛者ニ  
候条海陸無煩御通可被下候口上  
松平大膳大夫内

文化四卯二月

石川庄左衛門

諸所 御究衆中

(例五)

一札之事

(下上 岩屋寺藏)

一毛利日向守殿領分防州津野郡富田村住吉  
丸直乗船頭権次郎船水主共二人乗客衆伊勢  
參宮人同行十三人乗合國元当六月四日出帆  
仕追々罷登居候処乗合之内房吉と申もの一  
人同六日より病氣取繕船中種々介抱致シ同  
八日朝讚州多度津入船仕醫師相頼療治預  
處格別之儀有之間敷牋氣候由被申付候付

服薬相用。猶船中用意、薬貰へ候。而同九日朝

前出帆仕。追々罷登居候處。直嶋ニテ汐懸。

致居候内。次第。病氣重候。二付船中服薬相

用。種々介抱仕候。得共養生不相叶。今十一日未

ノ刻赤穂冲ニテ終ニ相果候。ニ付御當浦へ入

船仕。船宿湊屋嘉兵衛ヲ以貴院何卒御内々御

取置被成。下候様御願申上候處右房吉相果候

様子遂一被成御吟味御許容被成。下則當浦黒

崎山根ニ土葬ニ御取置被下候段難有奉存候

右死人房吉當申廿七歲宗旨之儀者。真言宗同

郡富田村岩屋寺檀那ニ紛無御座候。然上者、

右死人房吉儀ニ付以後何方より如何様之儀

申出候もの有之候共私共龜出急度申開仕候

而貴院は勿論対當浦少しも御難相懸申間敷

候依而一札如件

(西熊村)

防州津野郡富田村

萬延元申年 死人房吉從弟 浅五郎

六月十一日 同行惣代 藤次郎

同州同郡富田村

住吉丸直乗船頭 権次郎

播州赤穂郡坂越浦

船宿湊屋 嘉兵衛

播州坂越浦

妙道寺様

右之通書附妙道寺様へ入置写し

伊勢參宮の途中癪のため船中で死亡した房吉について坂越

浦(赤穂)の黒崎山根に土葬して貰った同地の妙道寺様にそ

の事について以後決して迷惑はかけませんと、房吉の従弟と

同行惣代・船頭・船宿主人が連判で差出したもの。

(例五の二)

取置一札之事

(都農)

一貴院御檀中防州津野郡四熊村房吉ト由者

同郡富田村住吉丸直乗船頭権次郎船ニ而罷

登居候内当月六日より癪氣自病差發候由ニ

而讚州多度津ニ而醫師相頼療治服薬相用罷

登居候處追々重病ニ相成候ニ付種々介抱仕候

得共次第ニ相重リ養生不相叶。今十一日未ノ

刻命終ニ及候ニ付船宿湊屋嘉兵衛ヲ以當寺

内々取置候儀賴出候ニ付右房吉病死ニ相違

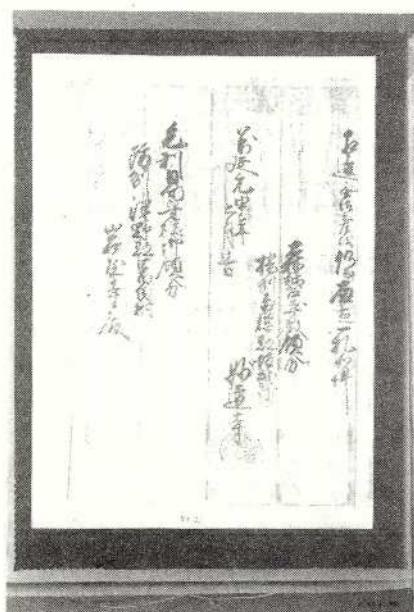
無之趣承リ届授法名真證則當浦黒崎山根ニ

致焼香令十葬候次第相違無御座候仍而取置

一札如件

森越中守殿領分  
播州赤穂郡坂越浦 妙道寺

岩屋寺殿



赤穂妙道寺から房吉檀那寺、岩屋寺へ土葬經緯につき報告したもの。

(例六)

宗旨手形

弥三七

利介平一此

右三人衆中代々淨土真宗ニテ拙寺旦那ニ紛  
無御座此度西國三拾三處巡礼之志願有之若  
何国ニ而茂相果候節ハ於其所乍御世話御処  
置被成可被下候 若宗門之儀ニ付御不審御  
座候ハバ拙寺御申訖可仕候 仍宗旨手形如

件

周防都濃郡久米村

(二八〇七)

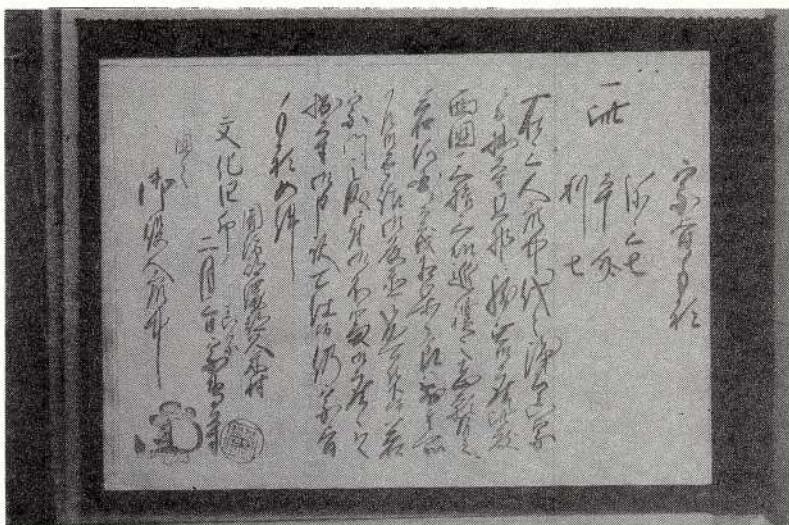
真宗

宗専寺

國々 御役人衆中

西國三十三所巡礼の目的で若途中死去するようなことがあ  
ればその所で处置してほしいとの決死の意がうかがわれる。  
宗旨については旦那寺が責任をもって申訖すると述べている。

(例六)



(例七)



(例七)

手

形

「二十五石積七反帆船一艘

但船頭綱子共二人乗

周防国都濃郡徳山郡福川浦住居船頭

利兵衛

右就運行諸国罷越候条津々浦々無其煩様御  
通可被下候以上

山口県

明治五申四月

西田実右衛門

兼重 淳 輔

諸所 御番衆中

(昭和五七年八月一日例会発表)